

食品表示基準案の策定方針

ー現行58本の基準を1本に統一ー

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲(食品、事業者等)については変更しない
 - ・ 例外として、食品衛生法とJAS法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
- 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする
 - ・ 食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外の販売者に係る基準」に区分
- 3 2の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる
- 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
- 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - ・ 例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品(※)に係る表示(例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの)の見直し
 - ※ 一般的にアレルゲンを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルゲンを含むことが理解できると考えられてきたもの(例:マヨネーズ(卵)、パン(小麦))

1

3法に基づく基準統合のイメージ

<JAS法関係> (52基準)

○加工食品品質表示基準(1基準)

○個別の品質表示基準(加工) 46基準

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| ①農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準 | ⑳乾燥わかめ品質表示基準 |
| ②トマト加工食品品質表示基準 | ㉑塩蔵わかめ品質表示基準 |
| ③乾しいたげ品質表示基準 | ㉒みそ品質表示基準 |
| ④農産物漬物品質表示基準 | ㉓しょうゆ品質表示基準 |
| ⑤野菜冷凍食品品質表示基準 | ㉔ウスターソース類品質表示基準 |
| ⑥ジャム類品質表示基準 | ㉕ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準 |
| ⑦乾めん類品質表示基準 | ㉖食酢品質表示基準 |
| ⑧即席めん品質表示基準 | ㉗風味調味料品質表示基準 |
| ⑨マカロニ類品質表示基準 | ㉘めん類等用つゆ品質表示基準 |
| ⑩パン類品質表示基準 | ㉙乾燥スープ品質表示基準 |
| ⑪凍り豆腐品質表示基準 | ㉚食用植物油品質表示基準 |
| ⑫ハム類品質表示基準 | ㉛マーガリン類品質表示基準 |
| ⑬ブレスハム品質表示基準 | ㉜調理冷凍食品品質表示基準 |
| ⑭混合ブレスハム品質表示基準 | ㉝チルドハンバーグ品質表示基準 |
| ⑮ソーセージ品質表示基準 | ㉞チルドミートボール品質表示基準 |
| ⑯混合ソーセージ品質表示基準 | ㉟チルドぎょうざ類品質表示基準 |
| ⑰ベーコン類品質表示基準 | ㊱レトルトパウチ食品品質表示基準 |
| ⑱畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準 | ㊲調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準 |
| ⑲煮干魚類品質表示基準 | ㊳炭酸飲料品質表示基準 |
| ㉀魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準 | ㊴果実飲料品質表示基準 |
| ㉁削りぶし品質表示基準 | ㊵にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準 |
| ㉂うに加工食品品質表示基準 | ㊶大豆乳類品質表示基準 |
| ㉃うにあえもの品質表示基準 | |
| ㉄うなぎ加工食品品質表示基準 | |

○生鮮食品品質表示基準(1基準)

○個別の品質表示基準(生鮮) 3基準

- ①玄米及び精米品質表示基準
- ②しいたげ品質表示基準
- ③水産物品質表示基準

○遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(1基準)

食品表示基準(案)

○加工食品

- ・横断的義務表示
- ・個別的義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

等

○生鮮食品

- ・横断的義務表示
- ・個別的義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

等

○添加物

- ・義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

等

<食品衛生法関係> (5基準)

・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令
 ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令
 ・乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準
 ・栄養機能食品の表示に関する表示の基準
 ・容器包装の面積により表示を省略することができる食品

<健康増進法関係> (1基準)

栄養表示基準

2

食品表示基準案(内閣府令)の構成

第一章 総則

第一条(適用範囲)
第二条(定義) ※別表1~3

第二章 加工食品

食品関連事業者に係る基準

一般用加工食品(第三条~第九条)

第三条(横断的義務表示)
第1項【全ての食品に共通の表示 ※別表4~7、9、10】
第2項【一定の食品に共通の表示 ※別表13~17】
第3項【表示の省略(第1項・第2項の例外)】
第四条(個別的義務表示) ※別表18
第五条(義務表示の特例)
①酒類
②現地販売・無償譲渡 に係る特例を規定
第六条(推奨表示)【飽和脂肪酸、食物繊維】
第七条(任意表示)【特色のある原材料、栄養強調表示等】 ※別表11、12

第八条(表示の方式等)
①【原則(様式、文字サイズ等) ※別表19】
②【様式の例外(名称・内容量)】
③【製造所固有記号の表示箇所】

第九条(表示禁止事項)
第1項【横断的禁止事項 ※別表20】
第2項【個別食品に係る禁止事項 ※別表21】

業務用加工食品(第十条~第十四条)

第十条(義務表示)
第1項【横断的義務表示、個別的義務表示】
第2項【表示方法の例外】
第3項【表示の省略】
第十一条(義務表示の特例)
①酒類
②外食用・現地販売用・無償譲渡用
③容器包装なし に係る特例を規定
第十二条(任意表示)【特色のある原材料、栄養成分表示】
第十三条(表示の方式等) ※別表22
第十四条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者に係る基準
(第十五条~第十七条)

第三章 生鮮食品

食品関連事業者に係る基準

一般用生鮮食品(第十八条~第二十三条)

第十八条(横断的義務表示)
第1項【全ての食品に共通の表示】
第2項【一定の食品に共通の表示】
第十九条(個別的義務表示) ※別表23
第二十条(義務表示の特例)
①現地販売・無償譲渡
②容器包装なし に係る特例を規定
第二十一条(任意表示)【栄養成分表示、栄養強調表示等】
第二十二条(表示の方式等)
第1項【原則(表示媒体、文字サイズ等)】
第2項【表示媒体の例外(業者間取引)】
第二十三条(表示禁止事項)
第1項【横断的禁止事項】
第2項【個別食品(玄米・精米)に係る禁止事項】

業務用生鮮食品(第二十四条~第二十八条)

第二十四条(義務表示)
第1項【横断的義務表示、個別的義務表示】
第2項【産地表示の省略(原産対象食品以外)】
第二十五条(義務表示の特例)
①外食用・現地販売用・無償譲渡用
②容器包装なし に係る特例を規定
第二十六条(任意表示)【栄養成分表示】
第二十七条(表示の方式等) ※別表24
第二十八条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者に係る基準
(第二十九条~第三十一条)

第四章 添加物

食品関連事業者に係る基準 (第三十二条~第三十六条)

第三十二条(義務表示)
第1・2項【一般用添加物に係る義務表示 ※別表8】
第3項【業務用添加物に係る義務表示】
第三十三条(義務表示の特例)・
無償譲渡に係る特例を規定
第三十四条(任意表示)
第三十五条(表示の方式等)
第三十六条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者 に係る基準 (第三十七条~第三十九条)

第五章 雑則

第四十条(生食用牛肉の
注意喚起表示)
第四十一条(努力義務)
第1項【一般用加工食品の表示
に係る努力義務】
第2項【書類の整備・保存
に係る努力義務】

附則

第一条(施行期日)
第二条(現行の府令及び告示
の廃止)
第三条【加工食品に係る経過措置】
第四条【添加物に係る経過措置】
第五条【処分、罰則等に係る
経過措置】

現行制度からの主な変更点①

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一 (第二条第一項第一・二号、別表第一・二参照)

参考資料
P9~17

JAS法と食品衛生法において異なる食品の区分について、JAS法の考え方に基づく区分に統一・整理

【新たに加工食品に区分されるもの】

現行の食品衛生法では表示対象とはされていない、軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味料等により、簡単な加工等を行ったもの(例:ドライマンゴー)についても、「加工食品」として整理。その結果、新たに、アレルギー、製造所等の所在地等の表示義務が課される。

異種混合の食品のうち、刺身盛り合わせ等単に組み合わせたり盛り合わせただけのもの
の表示の取扱いについては、第5回生鮮食品・業務用食品に関する調査会において、更なる検討を要する旨取りまとめられた。

2 製造所固有記号の使用に係るルールの変更(注1)

参考資料
P18~26

(第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項、第十条第一項第七号、第三十二条第一項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項、同条第三項第五号関係)

- ・原則として、2以上の工場で製造する商品のみ利用可能
- ・製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示
 - ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ②製造所所在地等を表示したHPアドレス等
 - ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

(注1) 上記消費者庁案に加え、食品表示部会において、委員から以下の案が提案された。

- ① 製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。
- ② 例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど、定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ③ 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする。
- ④ 例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ⑤ 消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み(消費者の検索利用)、製造所固有記号の再審査制の4つの取り組みを行なう。
- ⑥ 現行制度の問題点が整理されていない段階で、実態を踏まえずに大きな改正をすべきではない。冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はないことから、現時点では、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。

【食品表示部会加工食品の表示に関する調査会報告書(平成26年6月20日消費者委員会食品表示部会加工食品の表示に関する調査会)「9. おわりに」(1)製造所固有記号について より抜粋】

現行制度からの主な変更点②

3 アレルギー表示に係るルールの変更

参考資料
P27～37

(第三条第二項の表の別表第十三に掲げる食品を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品の項、第十條第一項第八号、第三十二條第二項の表の特定原材料に由来する添加物の項、同条第三項第六号関係)

- ・特定加工食品及びその拡大表記^(注2)を廃止することにより、より広範囲の原材料についてアレルギーを含む旨の表示を義務付け
- ・消費者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とする。
- ・一括表示する場合、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる全てのアレルギーを把握できるよう、一括表示欄に全て表示（現行は、例えば、「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記^(注3)で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示しなくともよいが、今後は、「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要）等

(注2) 特定加工食品の拡大表記表記に特定加工食品の名称を含むことにより、アレルギーを含むことが予測できると考えられてきた表記
(例:からしマヨネーズ=卵を含む、ロールパン=小麦を含む)

4 栄養成分表示の義務化

参考資料
P38～48

(第三条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項、第三十二條第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項関係)

食品関連事業者^(注4)に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け

【義務】 エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)

【任意(推奨)】 飽和脂肪酸、食物繊維(第六条関係)

【任意(その他)】 糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類(第七条の表の栄養成分の量の項関係)

(注4) ①消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者)(第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の五、第三十二條第四項の表の栄養成分の量及び熱量の項の三関係)、②業務用食品を販売する事業者(第十條第一項、第三十二條第三項参照)及び③食品関連事業者以外の販売者(第十五條、第三十七條参照)は、栄養成分を表示しなくともよい。

(注3) 代替表記表記方法や言葉が違うが、アレルギーを含む食品と同一であるということが理解できる表記
(例:たまご=卵と同一、コムギ=小麦と同一)

5 栄養強調表示に係るルールの変更

参考資料
P49～56

【相対表示(コーデックスの考え方を導入)】

- ・低減された旨の表示をする場合(熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム)及び強化された旨の表示をする場合(たんぱく質及び食物繊維)には、絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差が必要(栄養強調表示をするための要件の変更)
- ・強化された旨の表示をする場合(ミネラル類(ナトリウムを除く)、ビタミン類)には、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差(固体と液体の区別なし)が必要(絶対差の計算方法の変更)

(第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の表示の項、同表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項、第二十一條の表の栄養成分の補給ができる旨の表示の項、同表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項関係)

【無添加強調表示(コーデックスの考え方を導入。新規)】

食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム無添加に関する強調表示(食塩無添加表示を含む)は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。

(第七条の表の糖類を添加していない旨の表示の項、同表のナトリウム塩を添加していない旨の表示の項関係)

現行制度からの主な変更点③

6 原材料名表示等に係るルールの変更

参考資料
P57～63

【パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料】

他の加工食品同様、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の多いものから順に表示

(第三条第一項の表の原材料名の項、同表の添加物の項参照)

【複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合】

構成する原材料を分割して表示可能

(第三条第一項の表の原材料名の項の1の二関係)

【プレスハム、混合プレスハム】

原材料名中のでん粉の表示に「でん粉含有率」を併記していた点について、「ソーセージ」、「混合ソーセージ」同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示

(別表第十八のプレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージの項関係)

7 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの変更

参考資料
P64～70

【一般消費者向けの添加物】

新たに、「内容量」「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

(第三十二條第一項の表の内容量の項、同表の食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の項関係)

【業務用の添加物】

新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

(第三十二條第三項第四号関係)

8 通知等に規定されている表示ルールのうち、基準に規定するもの

参考資料
P71～74

通知等に規定されている以下のルールを、新たに、食品表示基準に規定

・安全性の確保の観点から、指導ではなく、表示義務を課すべき表示ルール(フグ食中毒対策の表示及びボツリヌス食中毒対策の表示)

(別表第十八・二十三関係)

・分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、食品表示基準と通知等にまたがって表示ルールが規定されるのではなく、基準にまとめて規定すべき表示ルール

(第三条第二項の表の特定保健用食品の項、別表第十・十八等関係)

9 表示レイアウトの改善

参考資料
P75～79

【表示可能面積が30cm²以下の場合】

安全性に関する表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」及び「アレルギー」)については、省略不可

(第三条第三項、第四条ただし書き参照)

【添加物以外の原材料と添加物】

区分を明確に表示

(別記様式一関係)

※ 経過措置期間(食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間)は、加工食品は2年、添加物は1年(いずれも、栄養成分表示については5年)。なお、生鮮食品は経過措置期間なし。

【参考】食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
 - 厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)
 - 食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
 - 立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、取去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき
 - 内閣総理大臣等に申出可
 - ⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
 - (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則 (17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールとの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
 - ～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
 - 上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等